

インドにおける製造物責任

(2016 年 3 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

チェンナイ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）チェンナイ事務所が現地法律事務所 KHAITAN & COに作成委託し、2016年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびKHAITAN & COは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびKHAITAN & COに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・チェンナイ事務所
E-mail：INC@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font. The letters are black and the logo is centered within the box.

目次

はじめに	1
1. 製造物責任の概念	1
2. インドにおける製造物責任	2
2.1 概要	2
2.2 コモン・ロー上の過失責任	2
2.3 契約上の保証責任	2
2.4 消費者保護法	4
おわりに	8

インドにおける製造物責任

はじめに

近年、インドにおいてさまざまな企業による製造物責任問題がニュースを賑わせている。最近、マルチ・スズキがドアの不具合を理由にして約 33,000 台を回収したり、フォード・インディアが燃料経路およびエアバッグの不具合を理由に 27,000 台を回収したり等、車のリコールが相次いで行われた。ある報道では、2013 年～2014 年の間に、マルチ・スズキ、マヒンドラ、GM、フォード、ホンダおよび日産といったカーメーカーがリコールした台数は、70 万台以上に上るとしている¹。また、昨年は、インド食品安全基準局（Food Safety and Standards Authority of India, FSSAI）が、スイス系食品大手ネスレの子会社、ネスレ・インディアの即席麺「マギー（Maggi）」が基準値を超える鉛を含有しているとして、1986 年消費者保護法に基づき、国家消費者救済委員会に訴えた。

このようにインドで事業を行う外国企業にとっても、製造物責任問題は大きな事業リスクとなってきた。本稿では、インドにおける製造物責任制度について、主に 1986 年消費者保護法による救済手続きを中心として紹介する。

1. 製造物責任の概念

製造物責任とは、一般的に、製造または販売された製品がその消費者、使用者または第三者の身体や財産に与えた損害について、製造者等に負担させる民事責任をいう。製造物責任の法理は、1960 年代半ば以降に米国において最初に不法行為体系の一分野として確立され、消費者保護を促進するものとして各国に大きな影響を与えた。従来、製品の欠陥により蒙った損害等について損害賠償責任を追及する場合、不法行為法上、要件の一つとして被告に故意または過失があったことを被害者である原告が立証せねばならない。しかし、現代のように高度な科学技術を使用して製品を大量生産する時代では、製品が高度化・複雑化し、製造者と消費者の情報格差が拡大している。よって、生産過程等における被告側の過失の有無を証明するのは困難であるため、損害賠償を得ることが難しいという事態が浮上してきた。

製造物責任の法理はこうした問題認識を背景に、原告の立証責任を軽減するため、製造物責任に基づく損害賠償請求においては製造者の過失の立証を要件とせず、製品に欠陥があったことおよび欠陥により損害を蒙ったこと（損害との因果関係）を証明すればよいとするものである。1980 年代以降には、日本を含め、ヨーロッパやアジア諸国においても製造物責任法が相次いで制定された。

¹ http://wap.business-standard.com/article/economy-policy/vehicle-recalls-hit-motor-insurance-114102801554_1.html

2. インドにおける製造物責任

2.1 概要

インドでは、製品の欠陥により損害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任について、一般的に定める製造物責任法はいまだ制定されていない。ただし、下記で詳細に見るように、製造物責任の請求は、1986 年消費者保護法（The Consumer Protection Act, 1986）の下で、「消費者」と定義される者一般に対して認められている。また、2006 年食品安全標準法（The Food Safety and Standards Act, 2006）、1940 年医薬品化粧品法（The Drugs and Cosmetics Act, 1940）、危険薬物法、および 2009 年法定計量法（The Legal Metrology Act, 2009）等の特別法においても、それぞれの法規が保護対象とする食品、医薬品といった特定の製品について一定の製造物責任を規定している。この場合、これらの特別法においてそれぞれ定められる義務に違反する製品は、欠陥製品であるとみなされる。

これらの法が適用されない場合には、1872 年インド契約法（The Indian Contract Act 1872）および 1930 年物品販売法（The Sale of Goods Act 1930）に基づく契約上の保証責任、またはコモン・ローである不法行為法上の過失責任に基づき請求することになる。従って、インドにおける製造物責任の請求原因は、一部制定法で認められた無過失責任、契約上の保証責任、およびコモン・ローである不法行為法上の過失責任に分類することができる。

2.2 コモン・ロー上の過失責任

1947 年の独立に至るまで、長期に渡って英国による植民地支配を経たという歴史的背景から、インドの法体系は、旧宗主国英国のコモン・ロー（裁判所が下す判例の蓄積である判例法）を第一次的な法源としている。製造者等による適切な注意義務の違反により損害を蒙った場合、コモン・ロー原則である不法行為法上の過失責任を追及することができる。ただし先に述べたように、被害者である原告が被告の故意・過失を立証せねばならない。例えば警告上の欠陥を例にすると、原告は製造者等が製品の危険性を知っていたまたは知るべきであったにもかかわらず、消費者に対して危険性を知らせるのを怠ったことを証明せねばならず、立証は極めて困難であるという問題が存在する。

2.3 契約上の保証責任

保証責任は契約上の責任であり、売主が、目的物の品質等に関して保証しているという考え方に基づく。契約責任であるため、欠陥の基準は、基本的に当該契約に定める諸条件および提供される保証に依存する。

インドでは、商品の販売に関する制定法として、1872 年インド契約法（The Indian Contract Act 1872）（「契約法」）および 1930 年物品販売法（The Sale of Goods Act 1930）（「物品販売法」）の 2 つが存在する。契約法は、ある目的のために当事者が締結する契約に関する一般原則を定め、商品の販売を含めてあらゆる種類の契約に対して適用されるのに対し、物品販売法は、商品の販売に関する契約のみを扱う特別法である。商品の販売についていずれ

の法が優先して適用されるのかについては、物品販売法において、契約法は物品販売法の明示的規定に矛盾しない限り適用されるものとされているため、物品販売法が優先的に適用され、物品販売法に規定されていない事項については契約法の一般原則が適用される。

物品販売法では、売主が販売する売買目的物が、一定の品質を有するとの買主による信頼を保護するため、契約の一般原則である「買主の危険負担の原則（売主による保証がある場合を除き、購入する物品の品質等の評価責任は買主が負う）」に対する例外として、一定の黙示保証を認めている。本法が認める黙示保証は、売買目的物の「商品性（merchantability）」および「特定目的への適合性（fitness for particular purpose）」の保証であり、これらの保証は契約に明示的に定めていなくとも本法に基づき請求することができる。商品性の保証とは、商品が通常の用途に適合していることを保証するものであり、商品として最低限満たすべき性質を有していることを意味する。例えばテレビであればきちんと画面が写り、冷蔵庫であれば収容物を冷やすという性能を持つことが当然であり、契約においてこれらの性能を具体的に明示していなくても、商品として当然持つ性能であるとして本法の下で保証するものである。そのため、テレビの画面が歪んでいる、あるいは冷蔵庫で物が冷えない、さらにはこれらが出火して被害を蒙ったというような場合には、本法に基づき、黙示の保証違反を理由として売主による責任を追及することができる。

特定目的への適合性の保証とは、商品がある特定の目的に対し適合していることを保証するものである。当該保証は、買主が特別な目的のために使用することを売主が知り、買主が売主のスキルまたは判断に基づいて購入した場合、その特定目的に適合する商品を販売する責任を負う。そのため、仕様書等に記載された性能と実際の性能が異なる等の、製品の欠陥により損害を与えた場合、買主は同保証違反を理由として売主に対して損害賠償を請求することができる。物品販売法における黙示保証は無過失責任であり、買主は売主の過失の有無にかかわらず保護を受けることができる。

本法により、「商品性」および「特定目的への適合性」は、売主が明示しなくとも保証したものと推定される。よってこれらの保証を排除したい場合には、例えば、契約において、売主の責任は欠陥品の交換、修理または代金の払い戻しに限り、これ以上の責任は負わないと言った文言を付すことにより、これらの保証を免責・制限する条項を明示的に定めておくことが必要となる。他方、これらの保証を一切排除する条項を契約に定めたとしても、不合理な制限と判断されれば無効とされる可能性がある。また、売主が、契約に基づく基本的義務の充足を怠った場合、契約において免責や制限を設けていても無効とされる。

契約上の保証違反を理由とする請求の出訴期限は、インドの出訴期限法（Limitation Act, 1963）により、請求原因の発生から 3 年とされている。そのため、例えば契約において欠陥責任期間を定め、その保証期間中に発見された欠陥については、被告への通知から 3 年以内に被告が保証義務を履行しない場合、原告は裁判所において保証違反を理由に特定履行（欠陥品の交換等）および損害賠償を請求することができる。他方、保証期間中に発見できず出訴期限が切れてしまった潜在的欠陥については、インドでは潜在的欠陥の場合に出訴期限を特別に猶予する特別な法も存在しない。そのため、売主の責めに帰す事由により契約上規定された欠陥責任の保証期間中に通知することができなかった等の、特別な事情が認められない限り、裁判所により請求が却下される。

2.4 消費者保護法

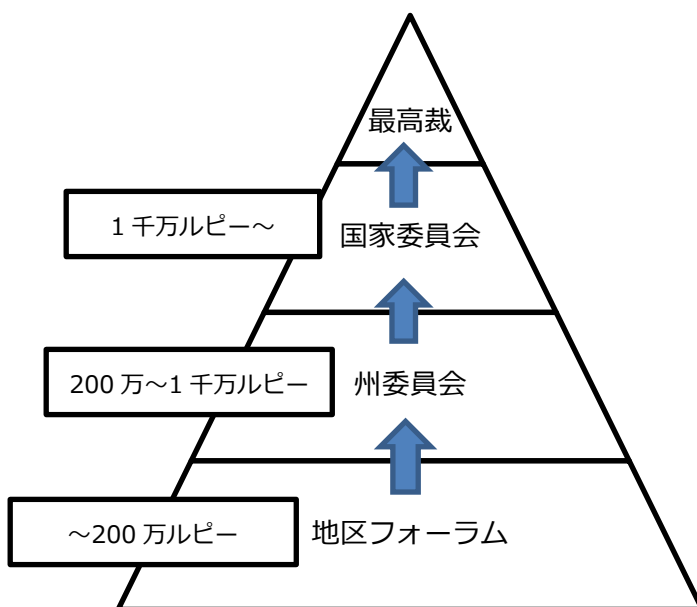
(1) 制定経緯

不法行為法上の救済を求めるにせよ契約上の保証責任を追及するにせよ、上記に挙げた法の下で法的救済を得るためには、被害者は通常の民事裁判所において訴訟を提起せねばならない。しかし、インドでは民事裁判所が抱える訴訟案件が膨大な数に上るため、裁判による紛争解決には長期の時間を要する。通常、下級裁判所での判断が得られるまでに5年程度かかり、さらに判断を不服として相手方が上訴した場合には、最終的な解決が得られるまでに10年から15年かかる場合も多い。

80年代に入り、諸外国において製造物責任法の制定が相次ぐ中、インドでも粗悪な食品や欠陥製品等により、消費者の利益や安全が脅かされていることが懸念されるようになった。既存の不法行為法や契約責任では消費者を十分に保護できないとの認識を背景に、消費者の利益を保護し欠陥製品等に対する迅速、安価かつ簡易な救済手段を与えることを目的として、1986年消費者保護法が制定された。同法は、インドの制定法上初めて「消費者」の概念を導入し、消費者の生命、財産および安全に対する権利、製品の危険性について知らされる権利、商品・サービスの選択の権利等を認めた。本法は、製造物責任だけに限らず、虚偽または誤解を招く恐れのある表示等の、不公正な取引方法等からの消費者保護についても適用される。

また、救済機関として、同法に基づき消費者紛争を専門的に解決するための準司法機関が設けられている。通常の民事裁判手続きに比べて手続きが極めて簡素化されているため、弁護士関与を特に必要とせず、被害者である消費者本人が訴訟を迫行することができる。また申し立て費用も名目的な額にとどめられているため、小額の請求であっても、採算上、民事裁判に比較して紛争を提起するハードルが低い。そのため、貧しい者でも容易に司法的正義を受けることができるとして、インド全土で広く活用されている。

(2) 救済機関



本法は、消費者紛争を専門的に解決する準司法機関として、地区レベル、州レベル、および中央レベルの三層から成る組織を設けており、それぞれ、地区消費者紛争救済フォーラム（District Consumer Disputes Redress Forum）（「地区フォーラム」）、州消費者紛争救済委員会（State Consumer Disputes Redress Committee）（「州委員会」）および国家消費者紛争救済委員会（National Consumer Disputes Redress Committee）（「国家委員会」）と称される（以下、総称して「消費者法廷」）。

地区フォーラムは、全国で644箇所設けられており、それぞれの所管地区で発生する請

求額200万ルピー以下の訴えを取り扱っている。州委員会は、各州および連邦直轄領において合わせて36箇所設けられており、訴額が200万ルピー超1千万ルピー以下の訴えについて第一審として取り扱うほか、それぞれの管轄区に所在する地区フォーラムの判断に対する不服申し立てを取り扱っている。国家委員会はデリーに所在し、インド全国における訴額が1千万ルピー超の訴えについて第一審として審理し、また州委員会による判断の不服申し立てを処理する上訴機関として機能している。国家委員会が下した判断に不服がある場合は、最終的に最高裁判所において争うことができる。

消費者法廷の設立以降、2015年10月31日までの約30年間に消費者法廷に申し立てられた件数、処理件数の内訳は下記の表の通りである。申し立て処理率は平均で91.2%となっている²。

機関名	申し立て数	処理件数	未処理数	申し立て処理率
国家委員会	98,063	88,031	10,032	89.77%
州委員会	694,546	598,477	96,069	86.17%
地区フォーラム	3,650,986	3,365,999	284,987	92.19%
合計	4,443,595	4,052,507	391,088	91.20%

地域別の申し立て件数を見ると、ウタル・プラデシュ州において申し立て件数が突出して多く（地区：638,169件、州：76,569件）、その他ラジャスタン（地区：342,060件、州：59,677件）、マハラシュトラ（地区：294,429件、州：67,693件）、デリー（地区：254,168件、州：40,973件）、ハリヤナ（地区：241,177件、州：46,359件）、マディヤプラデシュ（地区：213,601件、州：48,533件）およびグジャラート（200,141件、52,589件）が申し立て件数の上位を占めている³。

(3) 適用範囲

本法は、欠陥商品だけでなく、商品の引き渡しを伴わないサービスの欠陥に起因する損害についてもカバーしており、それらのサービス提供業者が負うべき賠償責任についても適用される。さらに本法は、虚偽または誤解を招く恐れのある不当表示等の不公正な取引慣行、抱き合わせ取引のような制限的な取引慣行、法定価格/表示価格を超過する価格の請求、ならびに生命および安全に危険性がある商品についての警告の欠如を請求原因とする申し立てを認めている。「商品（goods）」について、消費者保護法は独自に定義せず、物品販売法において定義される商品を意味するとしている。この点、物品販売法では、「商品」とは、請求権および現金を除くすべての動産として幅広く定義されており、日本の製造物責任法と異なり、製造または加工された動産に限らない。例えば、不動産や未加工商品の欠陥の場合も本法の対象となる。

² 国家消費者紛争救済委員会ウェブサイト統計情報（<http://ncdrc.nic.in/>）

³ 国家消費者紛争救済委員会ウェブサイト統計情報（<http://ncdrc.nic.in/>）

そのため、欠陥住宅について本法に基づき損害賠償請求が提起されるケースも数多い。他方、盗品を盗品であるとは知らずに購入した場合のように、目的物の権原に瑕疵がある場合、本法の下で欠陥を理由に申し立てることはできず、物品販売法の下で保証責任に基づき救済を求めることになる。

(4) 請求者

本法に基づき請求を申し立てることができるのは、「消費者」、共通の利益を持つ複数の消費者、会社法その他の法の下で登録された消費者団体、および関係政府である。同一の欠陥商品により被害を蒙った複数の消費者は、本法の下で集団で請求を提起することができる。「消費者」とは、対価を支払って商品を購入し、またはサービスの提供を受ける者であり、基本的には商品を自分自身のために直接使用・消費する消費者である。ただし、定義上商品またはサービスを直接購入した者の承認を得て当該商品を使用し、またはサービスの提供を受けた者も含まれるため、欠陥商品またはサービスの使用者も含まれる。

他方、「商業目的」で商品を購入した者（自営業により生計を立てるために商品を購入した者を除く）は本法の保護の対象ではない。そのため、例えば小売り目的で商品をメーカーから仕入れる小売り業者は、本法の消費者の定義に該当しない。また、例えばオフィス用品としてパソコンを購入した会社も、会社の商業目的で使用するために購入するため、本法の消費者の定義からは外れる。そのため、購入した商品が欠陥品でありこれにより損害を蒙った場合、通常の民事裁判所において、物品販売法または契約法に基づき、「買主」または「契約当事者」として、これらの法の下で認められる保証責任違反等を理由に請求を提起せねばならない。また、日本の製造物責任法では、製造物の欠陥により損害が発生した場合の被害者救済を目的としており、消費者および使用者だけでなく被害を蒙った第三者も保護するのに対し、消費者保護法では、例えば欠陥車の事故に巻き込まれた歩行者のような被害者のように、商品を直接または間接的に使用しない第三者は、本法の下で請求することはできない。そのため、こうした第三者は通常の民事裁判所において、不法行為法に基づき損害賠償を請求せねばならない。

(5) 責任主体

責任主体は、商品に関しては「取引業者（trader）」一般として広範にとらえられており、製造者（完成品・部品・原材料の製造者、組み立て業者および表示製造者）、販売者、流通業者、および梱包業者を含む。また、サービスに関してはサービス提供者が責任を負うこととされている。典型的には、消費者は商品の欠陥を発見した場合、取引の直接の相手方である販売業者を訴えることが多い。欠陥が製造欠陥による場合であっても、製造者を訴える相手方として加えるかどうかは消費者の選択に依存し、必ずしも製造者を訴える必要はない。この場合、販売業者は、欠陥商品による損害について原告に支払った賠償額や防御に要した費用等について、製造者に対して契約等に基づき求償することになる。

(6) 欠陥の基準

本法の下では、「欠陥」とは、「いかなる法律上で義務付けられた、明示若しくは黙示の契約により義務付けられた、又は販売者が主張した商品の品質、数量、効果、純度又は基準に関するいかなる瑕疵、不完全性又は欠点」と定義されており、安全性の欠如に特に限定されず幅広い概念となっている。

欠陥の存在は原告が証明せねばならないが、欠陥の存在の証明に専門的な分析や試験を必要とする場合、消費者法廷は適切な試験所において、原告の費用負担でサンプル製品の必要な分析や試験を命じることができる。これらの手段によっても原告が欠陥の存在を証明できない場合、請求は棄却される。

(7) 手続き

消費者法廷による審判手続きは、通常の民事裁判所に比べて随分簡素化されており、またそれぞれの手続きの時間軸も設定されている。消費者は紛争の詳細、欠陥の性質、および請求する救済を述べた訴状ならびに請求根拠を証明する証拠物（請求書等）を付して提出し、法廷は訴状の受領から 21 日以内に受理するかまたは却下するかを判断する。訴状が受理された場合は、被告に対して訴状受理日から 21 日以内に訴訟提起の通知および訴状の写しが送付される。被告は、通知日から 30 日以内（さらに 15 日延長可）に反論を提出せねばならない。また原告は、宣誓供述書の形式で証拠を提出し、これについて被告は質問状を提出して原告からの回答を求め、これに基づき答弁書を提出することができる。欠陥の証明に専門的な分析や試験を要する場合、消費者法廷からの依頼を受けた試験所は 55 日以内（延長可）に分析・試験を行い、結果を報告する。試験所による試験・分析方法や結果について当事者が争う場合、消費者法廷は当該当事者の書面および口頭による異議申し立ての機会を与え、判断を行う。これらの手続きが終了後、消費者法廷に双方の当事者が出廷して審理が行われる。

このように、争点の整理や証拠調べが基本的に書面手続きにより行われるため、迅速に手続きが進む。消費者保護法は、第一審は、商品の分析や試験を必要としない事案については被告への通知から 3 カ月以内、そして商品の分析や試験が必要な事案については 5 カ月以内に判断を下すこととしている。また、第一審の判断に不服の場合は、判断の受領日から 30 日以内に州委員会または全国委員会に上訴することができる。上訴審では、上訴の受理後 90 日以内に判断を下すものとされている。そのため、通常、1 年から 2 年で紛争を解決することができる。

(8) 救済方法

消費者法廷は、下記の救済を命じることができる。

- 欠陥商品またはサービスにおける欠陥の除去
- 欠陥商品の交換
- 原告が当該欠陥商品またはサービスに支払った対価の返還
- 原告が蒙った損害に対する賠償
- 危険な商品の販売停止
- 危険な商品の市場からの回収
- 原告が要した訴訟費用の賠償

消費者法廷が、過去 10 年間に認めた商品の欠陥を理由とする賠償額の規模の傾向を見ると、一般的な賠償額は商品購入額の返還、購入額の 10%～20%の賠償額および訴訟費用にとどまり、他国に比べて賠償額は極めて小額にとどまっている。

(9) 期間の制限

本法に基づく損害賠償の請求権は、請求原因の発生から 2 年経過した場合、時効により消滅する。そのため、上記で述べた契約上の保証責任違反に基づく請求権の時効（3 年）より短く設定されている。ただし、所定期間内に提訴できなかった場合でも、その理由に真正性が認められる場合には、出訴期限を過ぎている申し立てであっても受理される場合がある。また、日本の製造物責任法では、製品を市場に出してから 10 年を経過した場合には、損害賠償請求権は時効で消滅するが、消費者保護法にはこれに該当する規定がないため、例えば 10 年以上使用した製品による事故の場合でも、事故発生から 2 年以内に請求を提起すればこれが認められる可能性がある。

おわりに

上記で見たように、インドでは製造物責任一般を定めるいわゆる製造物責任法が存在しないため、欠陥製品や請求原因の違いにより、契約法、物品販売法、消費者保護法、その他の特別法、またはコモン・ローである不法行為法に基づき請求することになるが、これらの法の下では欠陥の定義も手続きの内容も相当異なる。中でも、消費者保護法は日本の製造物責任法と異なり、適用対象および欠陥の定義が極めて広範である。また手続きが迅速、簡素かつ安価であることから、安易に利用される傾向にある。日本では欠陥製品による実質的な損害額が小額であった場合、費用倒れになる可能性があるため訴訟提起を諦める場合が多い⁴が、インドでは消費者保護法に基づく訴訟費用が名目額にとどめられており、かつ集団訴訟が認められていることにより、一人ひとりでは小額な請求権を持つ消費者が集まって共同訴訟を提起することが可能であるため、技術的にも費用的にもハードルが低い。

インドで事業を行う日本企業も、消費者保護法が認める広範な製造物責任および集団訴訟のリスクを認識し、消費者からの日頃のクレームには誠実に対処するとともに、法の内容および手続きを正確に理解し、消費者法廷に請求が提起された場合には、適切かつ迅速に防御対応を行うことが重要である。

以上

⁴ 消費者庁の調べでは、日本では、1995 年に製造物責任法が施行されてからこれまでの 20 年間に製造物責任法に基づき下された判決は約 300 件程度にとどまっているとしている。ただし、日本では、同一事件でも審級別にカウントされるため、実際の事例数よりはこれよりも少ない。消費者庁ウェブサイト「製造物責任（PL）法による訴訟情報の収集」
(<http://www.caa.go.jp/safety/index19.html>)。